

令和6年7月9日（火）午前9時00分より、7月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地転用計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第6号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 非農地証明について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和6年8月9日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 19番 松本清美
【欠席委員】 5番 白石和雄 17番 平田利雄 18番 河野政之

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は16番、19番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名16番、19番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地転用計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外3名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第 5 号 農用地利用集積計画における所有権移転について
議案第 6 号 令和 6 年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（1 1 月分）について
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認について
報告第 2 号 非農地証明について
その他

議長 柳 それでは、議案第 1 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 1 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅 3 棟 8 戸になります。
申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第 3 種農地判断となります。
雨水は南側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道は南側の道路に埋設されており
ます既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロッ
ク 1～2 段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

事務局 辻 担当委員が欠席のため、事務局にて意見を聞いております。本件の売買については
境界も隣接者と協議され、両方納得の上円満にできております。特に問題はありま
せんとのことでした。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

9 番 佐田委員 隣の人は野菜を作られているみたいでしたが、了承されているのでしょうか。

事務局 辻 隣接者には説明をし、了承を得られています。

19 番 松本委員 水路との間は何かされるんですか。現在は土羽になってるみたいですが。

事務局 辻 水路との間は張りコンクリートをされ、建物との境にはフェンス付きコンクリート
ブロックを設置される計画になっています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相
当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相
当となりました。

それでは、議案第 1 号 2 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 2 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲 7 区画になります。
申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第 3 種農地判断となります。
中央部分に開発道路を作り、雨水は各所に集水桝を設け、北側の既存の水路に放流
する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計
画です。水利承諾が条件付きの承認となっており、水路と擁壁の間は張りコンクリ
ートを行うこととするとされています。被害防除措置としては L 型擁壁とコンクリ
ートブロック 1～5 段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しておりま

す。また、本日の報告事項にあります、南側に12㎡の農地が残り、そちらは昭和53年の国土調査の成果により分筆されています。当時から現況は水路となつたようで、隣の宅地の雨水排水のため塩ビ管が設置されています。周囲は宅地に囲まれており、農地に復元しても利用することが困難であるため、非農地判断をしております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 土木と話を聞いて水路との間は張りコンクリートをするように条件を付けられています。北側の道と農地の間に水路が流れていますが、そちらはどうなるのでしょうか。

事務局 辻 字図を見ても水路は確認できませんが、現地を確認して、道路との間に用排水路が通っていることは確認しております。東側の宅地が転用される時にもその水路は残すように話がされております。今回の転用においても水路部分は残される計画となっております。東側から今回の申請地を通して西側の水路に流れるようです。

15番 山見委員 分かりました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 道路側が一部高くなって畑として利用されていたみたいですが、1m高くするのはどの部分から見てになるんですか。

事務局 辻 高くなっている所以外から見てになるかと思いますが、一面を道路と同じ高さに合わせられる計画となっております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は貸露天資材置場になります。今年農振除外がなされた案件です。

隣接の運送事業者が敷地拡張を必要としているため、所有者が造成工事し、露天資材置場として貸す計画です。申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地判断となります。雨水は西側に雨水枡を設け、既存の道路側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置はフェンス付きコンクリートブロック2段の新設です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16番 黒岩委員 元々は申請者の母の土地でした。相続されましたが、独り身であるため、将来的には売るかもしれないという話は聞いてます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当と

なりました。

それでは、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土による農地改良になります。

申請地は、農振農用地です。雨水は西側から南側にかけて素掘り側溝を設け、既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は既設のコンクリートブロックと畦の嵩増しの計画です。資金計画、見積書等は確認しております。土の搬入については、大刀洗川調節池の表土を県土整備また、隣接農地の所有者と話し合い、用水パイプを設置することとなっております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 去年の12月に来られて話を聞いてましたが、ようやく申請することができたようです。当時は用水パイプを設置する話はなかったのですが、土木と確認して、なくても水は隣に流れるだろうとのことだったのでより問題はなくなったと思われま

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 令和5年4月に許可されていた農地改良の計画変更になります。工期の完了日を令和6年1月31日から令和7年3月31日に変更されています。変更の理由としては、本件工事を依頼している工事業者が、他の工事案件との兼ね合いで本件工事に取り組む時間が取れず、工事完了時期が延びているためとのことです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 工期の変更のみなので問題はないかと思えます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

3番 平田委員 元々今年1月末に完了する予定だったのに遅れすぎではないでしょうか。

事務局 辻 工期が遅れている理由としては、他にも進捗状況報告にて申請地に産廃が埋められており、元の所有者と処理に関して協議をしたりするのにも時間を要したと報告がなされております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田1筆133㎡、畑1筆1,153㎡の売買で2,500,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 周辺の農地も所有されてあるので、一体できちんと作ってくれるのであれば問題ないかと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

議長 柳 続きまして、議案第4号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は田1筆1,697㎡の売買で180,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

3番 平田委員 申請者が何十年も作られていて、価格も両方が合意の上で申請をされているため問題は無いと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号3番の説明をお願いします。なお、申請者の住所地が遠方ということもあり、直接話を聞くために本日申請者に来ていただいております。

<事務局 議案第4号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番は田3筆3,966㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 申請者の父親は町内で兼業で農業をされております。申請者は●●市内に住んで会社勤めをされており、これまで農地を取得したことがありませんので、今回皆様にお話を聞いていただいた上で判断をお願いしたいと思っております。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

事務局 辻 参考事項になりますが、申請者には父親の農業後継者として記載されており、週末には実家へ帰り農業の手伝いをしているそうです。現在父親の耕作面積は1町近くありますが、両親が高齢となり、農業後継の観点から農地及び農業機械を自分の名義にしたいと考え、トラクターは自分の名義で購入しているそうです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは申請者をお呼びください。

(申請者入室)

議長 柳 本日は遠い所からすみませんね。農地を取得するためには本当に農業できる人かどうかを農業委員会で判断しないとイケませんので、ここにいる皆さんからの質問に答えてください。それでは皆さんから質問をどうぞ。

6番 久保委員 今年田植えはしましたか。

- 申請者 父親と一緒にしました。土日祝が会社が休みなのでその時や平日も会社を休んで手伝ったりしてます。田植えは小学生の時から手伝ってます。
- 議長 柳 毎週高速使って農業しますということやけども本当にできますか。
- 申請者 両親が高齢で姉1人しかいないため、現在は市内に住んで会社に通っていますが、近いうちにこちらに帰ってくるつもりです。現在海外の事業を担当しておりますが、国内事業に変更してもらえよう話をしており、会社からも大刀洗町から通っていいよという話をいただいております。
- 議長 柳 父親ではなくて自分が買いたいというのは何か理由があるんですか。
- 申請者 全国的な話でもあるかと思いますが、大刀洗町でも農業をする若い人がいない状態です。同級生でも数人しか農業をしていません。父親は大工をしながら農業を続けてきており、自分もその後を引き継いで農業をしようと思い、トラクターを自分で持っています。以前は米の乾燥機のメーカーにも勤めていたため、色々な知識もあります。
- 6番 久保委員 農業についてどんな考えを持っていますか。きつくて儲からないとかありますよ。
- 申請者 自分で作ったものを美味しいと言われる時にやりがいを感じます。また、農業者は減少傾向にありますが、食に関しては絶対になくならない産業です。食糧自給の面などでも誰かがしなければならぬ仕事だと思います。
- 14番 渡邊委員 私も企業を退職後に農業を始めましたが、農業で採算を取るのは難しいです。退職金などを充てて機械を揃えましたが、いまだに元が取れてません。
- 9番 佐田委員 法人化などは考えたりしてますか。
- 申請者 今はまだそこまで考えておりません。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採りますので、申請者は一度退室をお願いします。
- (申請者退室)
- 議長 柳 それでは先程の話を聞いての判断をお願いします。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。申請者を呼んでください。
- (申請者入室)
- 議長 柳 審議の結果、全員賛成で許可相当となりました。これからも農業を頑張ってください。
- 事務局 辻 一点だけ、北側に進入路部分となる道があるかと思いますが、農作業後に土が落ちたりしていると何か言われてしまう可能性がありますので、その点気を付けてお願いします。
- 申請者 分かりました。
- (申請者退室)
- 議長 柳 続きまして、議案第4号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 4番は畑2筆219㎡の売買で600,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 元々していた方ができなくなったという話で問題はないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします

<事務局 議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆2,339㎡の売買で1,438,485円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 令和6年度大刀洗町農地利集積計画(案)(11月分)について説明>

事務局 辻 基盤強化法による11月1日開始の利用権設定になります。

ご自身の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いいたします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

1番 森田委員 受け手が貸し手と同一の議案がありますが、これはどういうことですか。

事務局 辻 北部の基盤整備されたところで補助金の関係で中間管理事業を利用する必要があり、このような契約になっているところです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があつておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 非農地証明について説明>

事務局 辻 1番は議案第1号2番で説明したように12㎡の田を非農地判断しております。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。